

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	市立札幌開成中等教育学校インターネット運用保守業務	
発 注 課	学校教育部教育推進課	
選 定 事 業 者	ソフトバンク株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>市立札幌開成中等教育学校では、国際バカロレア（IB）の教育プログラム及び一人一台端末を活用した「課題探究的な学習モデル研究事業」のモデル校となっているが、同校において全生徒が端末を活用するには従来の教育用ネットワークでは回線速度が不十分であったこと、また、同校による一人一台端末の積極的な活用により教育用ネットワークの容量がひっ迫し、他の市立学校にも回線速度の著しい低下等の影響が生じていたことから、平成30年度に同校独自の高速大容量インターネット接続環境を整備したところ。</p> <p>この際、インターネット回線の調達業務について、三社指名見積合せの結果、ソフトバンク株式会社（以下「選定事業者」という。）に委託したことから、同回線の運用保守業務（以下「本件業務」という。）については、選定事業者以外には委託が不可能であり、当初から現在に至るまで一貫して選定事業者に委託してきている。</p> <p>仮に本件業務の委託先として他業者を想定する場合、運用保守業務に先立ち、既設の回線を撤去して新たに回線工事等の業務が必要となることから、本件業務に係る経費と比較してその契約額が高額となることは確実であるほか、回線を新規に設置することに伴い、新たにネットワーク機器やファイアウォールの設計、設定などが必要となり、一般的にこれらの作業には半年程度の期間を要することが見込まれるため、同校における一人一台端末を活用した学習活動に多大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、本業務を確実にかつ迅速に履行できるのは当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、本業務の見積参加者として選定したものである。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
決 定 日	令和4年3月2日	